

2021年5月31日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿四丁目1番6号
株式会社テンポイノベーション
代表取締役社長 原 康 雄

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いておりますので、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を見合わせることをご検討下さいますようお願い申しあげます。

書面によって議決権を行使する場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月14日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月15日（火曜日）午前10時（開場：午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号
NEWoMan Shinjuku 5階 「LUMINE 0（ルミネゼロ）」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項 第15期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tenpo-r.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tenpo-r.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

- ・ 計算書類の個別注記表

従いまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類の一部であります。

◎今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、下記の当社ウェブサイト内においてお知らせいたします。（アドレス <https://www.tenpo-r.co.jp/>）

### 株主のみなさまへ

新型コロナウイルス感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方、ご心配ご不安のある方は、無理をなさらずにご出席を見合わせることをご検討下さい。

ご来場の際には、感染予防のためマスクの着用をお願い申し上げます。なお、マスクをご着用いただいていない場合には、ご入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

発熱や体調不良と思われる方等、感染が疑われる場合、株主総会会場の入場をお断りし、お帰り頂く場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

株主総会会場において、アルコール消毒等の感染予防の為の措置を予定しておりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

本総会においては、感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の具体的説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本「招集ご通知」にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで )

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、3波にわたる新型コロナウイルス感染症の流行により、2回の緊急事態宣言が発出され、政府や自治体による各種施策の効果等もあったものの、企業収益、雇用情勢及び個人消費等が悪化し、厳しい状況となりました。先行きについては、国内では2月に新型コロナワクチンの接種が開始され、3月に2回目の緊急事態宣言が解除されたものの、3月下旬以降、感染力の強い変異株への感染数が増加し、また国外では世界的な感染流行が継続する等、国内外の感染症動向や金融資本市場変動のリスクもあり、不透明な状況にあります。

当社を取り巻く環境について、外食業界においては、2回の緊急事態宣言に伴う休業・営業時間短縮要請により、売上高、来客数が大幅に減少し、さらに酒類提供の時間短縮の影響もあり、特に飲酒業態においては、極めて厳しい状況が継続しました。また不動産市況については、当社が事業展開している東京主要地域の商業不動産賃料は近年高止まりの状況が継続していたものの、感染症の影響拡大により、インバウンド売上比率が高い地域や都心型の店舗等を中心にテナント募集が増加傾向にあることから、引き続きその動向を注視する必要があります。

このような環境のなかで、当社が展開する店舗転貸借事業においては、1回目の緊急事態宣言を契機として、顧客の出店意欲の急速な低下、家賃減額要請や解約申入れの増加等が発生したため、既存出店者や家主への応対を集中的に実施し、事業リスクの抑制を図りました。また宣言の解除後は、まず、飲食テナントの出店意欲回復に対応し、解約申入れがあった転貸借物件へのテナント誘致活動に注力した後、ウィズコロナ時代の出店ニーズへの対応として、従来の都心エリアに加え、郊外の店舗物件も対象に仕入れを再開しました。不動産売買事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、取引の様子見傾向が顕著となった市況においても、限られた物件売買の機会を的確に捉えるべく、情報収集と顧客開拓を継続

的に進めました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高10,342,680千円（前期比3.6%増）、営業利益731,819千円（同6.8%減）、経常利益841,714千円（同3.7%増）、当期純利益575,606千円（同2.0%増）となりました。

セグメントごとの状況は、次のとおりであります。

店舗転貸借事業においては、当事業年度における新規契約件数及び後継付け件数（閉店した店舗に対し新規出店者と転貸借契約を締結したもの）の転貸借契約件数の合計は314件（前期比20.9%減）となりました。また、当事業年度末における転貸借物件数は前事業年度末より22件増加し、合計1,706件となりました。一方、人材採用費、教育費、交際費の削減等もあり、販売費及び一般管理費は前事業年度と比較して減少しました。この結果、店舗転貸借事業の当事業年度の業績は、売上高9,568,615千円（前期比1.9%増）、セグメント利益495,441千円（同12.8%減）となりました。

不動産売買事業では、店舗転貸借事業を更に推進する為に、不動産業者とのリレーションシップ強化を目的として、店舗不動産の仕入販売や建築販売を行っております。当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により市場が不活発化する中、2物件を売却、1物件を取得し、当事業年度末における保有物件数は2件となりました。この結果、不動産売買事業の当事業年度の業績は、売上高774,064千円（前期比29.1%増）、セグメント利益236,377千円（同8.9%増）となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は146,173千円で、その主なものは賃貸用物件の新築工事であります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第12期<br>(2018年3月期) | 第13期<br>(2019年3月期) | 第14期<br>(2020年3月期) | 第15期<br>(当事業年度)<br>(2021年3月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)       | 6,689              | 8,229              | 9,985              | 10,342                        |
| 経常利益(百万円)      | 401                | 714                | 811                | 841                           |
| 当期純利益(百万円)     | 235                | 509                | 564                | 575                           |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 14.44              | 29.68              | 31.65              | 32.29                         |
| 総資産(百万円)       | 6,973              | 8,587              | 10,233             | 10,428                        |
| 純資産(百万円)       | 1,530              | 2,106              | 2,546              | 2,961                         |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 90.82              | 118.19             | 142.84             | 166.14                        |

(注) 当社は、2017年6月28日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行い、また、2018年2月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割および、2019年12月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

| 会社名       | 資本金    | 当社に対する<br>議決権比率 | 当社との関係 |
|-----------|--------|-----------------|--------|
| 株式会社クロップス | 255百万円 | 56.35%          | 役員の兼任  |

- (注) 1. 親会社である株式会社クロップスとの各取引に当たっては、取引自体の合理性及び取引条件の妥当性を慎重に確認のうえ、取締役会の承認を得るものとしております。
2. 親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の成約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、「貢献創造（転貸借の商慣習を変え、店舗物件のスタンダードを創造する）」の企業理念のもと、東京を中心とした地域において飲食店向け店舗物件の転貸借を行う店舗転貸借事業を展開し、当事業において転貸借物件数の増加を最重要事項と位置づけております。

また、不動産売買事業については、転貸借物件の主要な情報仕入先である各地域の不動産業者との対象取引を拡大し、リレーションシップを強化することで転貸借物件の優先的な紹介につなげていくことを意図し、店舗物件の仕入販売や建築販売を行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響については長期化し、外食業界にも大きな影響を及ぼしており、先行きについては依然不透明な状況で、コロナ前の経営環境に戻るまでには相当な時間がかかる可能性があります。当社では、飲食店経営者においてもそのような前提に立ち、より固定費を抑えることができる店舗物件を選ぶ傾向が強まることが想定されますので、より飲食店経営者のニーズの変化に合致した店舗物件の仕入を実施する予定であります。

##### ①優良物件の確保

当社が安定的かつ着実な事業拡大を図るうえでは、徹底して優良な店舗物件にこだわり、転貸借物件を増加させていくことが重要であると考えております。そのため、各地域の不動産業者・自社WEBサイト「店舗買取り.com」等により物件情報を収集し、日々調査・検討を行っておりますが、さらに情報入手先の多様化・関係性の強化に努め、飲食店経営者のニーズを踏まえた優良物件の確保を進めてまいります。

##### ②人材の採用・教育の強化

当社の事業は人的資源に大きく依存するビジネスモデルとなっており、当社の安定的かつ継続的成長には、店舗物件、飲食業界、街、飲食設備、法務といった専門知識及びノウハウを身に付けた優秀な人材を継続して確保・育成することが重要だと考えております。人材採用においては、動画等も活用し採用に注力するとともに、福利厚生の実施を図り、また当社において必要となるスキルやノウハウの習得、育成については、外部の専任講師及び幹部社員により教育プログラムを随時更新しつつ実施していくことで、当社の企業理念及び経営方針を理解した、当社の成長を支える社員の育成を行っていく方針であります。

③当社及び店舗転貸借事業の認知度向上

当社及び当社が展開する店舗転貸借事業については、一般的な認知度は低く、また、転貸借契約については、ネガティブなイメージを持たれることもあり、今後も継続的な成長を図るためには認知度を向上させ、本事業の魅力及び利点を訴求していく必要があると認識しております。そのため、ブランディングやWEBサイトでの情報発信、広告宣伝活動及びIR活動等を通じた積極的な情報開示に努めてまいります。

④コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は重要な課題であると認識しております。そのため、コンプライアンスを重視した企業経営を推進し、また業務運営の効率化やリスク管理の徹底など内部管理体制のさらなる強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

| 事業区分    | 事業内容                                                           |
|---------|----------------------------------------------------------------|
| 店舗転貸借事業 | 東京を中心に飲食店向けの店舗物件に特化した店舗転貸借事業を展開しております。                         |
| 不動産売買事業 | 主に不動産業者とのリレーションシップ強化を目的として、飲食店向けの店舗物件等の仕入販売を行う不動産売買事業を行っております。 |

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

| 名称 | 所在地    |
|----|--------|
| 本社 | 東京都新宿区 |

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 74名  | 10名減      | 38.4歳 | 5.0年   |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 64,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,824,400株（自己株式514株を含む）
- (3) 株主数 13,635名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                 | 持 株 数（株）   | 持株比率（％） |
|---------------------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 ク ロ ッ プ ス                     | 10,044,400 | 56.35   |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株 式 会 社（信 託 口）      | 953,700    | 5.35    |
| 原 康 雄                                 | 900,000    | 5.04    |
| UNION BANCAIRE PRIVEE                 | 784,000    | 4.39    |
| 志 村 洋 平                               | 504,000    | 2.82    |
| 野村信託銀行株式会社（投信口）                       | 433,400    | 2.43    |
| テ ン ポ イ ノ ベ ー シ ョ ン<br>従 業 員 持 株 会    | 167,800    | 0.94    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ<br>銀 行（信 託 口）   | 116,500    | 0.65    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ<br>銀 行（信 託 口 5） | 84,800     | 0.47    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ<br>銀 行（信 託 口 6） | 75,200     | 0.42    |

- (注) 1. 上位10名の株主を記載しております。  
2. 持株比率は自己株式（514株）を控除して計算しております。  
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

| 会社における地位                       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                  |
|--------------------------------|---------|-----------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長                  | 原 康 雄   |                                               |
| 専 務 取 締 役                      | 志 村 洋 平 | 経営管理部管掌                                       |
| 常 務 取 締 役                      | 東 城 学 将 | 店舗転貸借事業統括本部管掌兼<br>店舗転貸借事業統括本部長兼店<br>舗転貸借第一本部長 |
| 取 締 役                          | 北 澤 学   | 営業企画室長                                        |
| 取 締 役                          | 近 藤 裕 二 | 店舗転貸借第二本部長                                    |
| 取 締 役                          | 前 田 有 幾 | 株式会社クロップス 常務取締役                               |
| 社 外 取 締 役<br>( 常 勤 監 査 等 委 員 ) | 金 子 裕 一 |                                               |
| 社 外 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )     | 青 山 理 恵 | 毛塚会計事務所 副所長<br>公認会計士・税理士                      |
| 社 外 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )     | 玉 伊 吹   | フジフーズ株式会社 社外監査役<br>弁護士                        |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）金子裕一氏、取締役（監査等委員）青山理恵氏及び取締役（監査等委員）玉伊吹氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）青山理恵氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、金子裕一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役金子裕一氏及び青山理恵氏並びに玉伊吹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役前田有幾氏は、2021年4月1日付で株式会社クロップスの代表取締役社長に就任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員である取締役）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

- ①社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任を負担するとしております。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限るとしております。

### (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### (5) 取締役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会において決議しており、その内容は次のとおりです。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、監査等委員会の意見を聴取したうえで、業績や他社の水準等も踏まえて必要な検討がなされており、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

##### ・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬（賞与）により構成し、監査機能を担う非常勤取締役および社外取締役ならびに監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、前事業年度の当期純利益等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。また、業務執行取締役に対して業績連動報酬（賞与）を支給する場合には、業績指標を反映した報酬額とし、株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内において取締役会にて決定するものとします。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定するものとします。また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員の協議により決定するものとします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                        | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額<br>(百万円) |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|-----------------|---------------------|----------|-----------------------|
|                            |                 | 基本報酬                | 業績連動報酬等  |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 170<br>(－)      | 170<br>(－)          | －<br>(－) | 6<br>(－)              |
| 監査等委員である取締役<br>（うち社外取締役）   | 10<br>(10)      | 10<br>(10)          | －<br>(－) | 3<br>(3)              |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 181<br>(10)     | 181<br>(10)         | －<br>(－) | 9<br>(3)              |

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 業績連動報酬（賞与）につきましては、詳細は未決定であり、支給しておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年6月17日開催の第13期定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月17日開催の第13期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち社外取締役は3名）です。
5. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役（監査等委員）青山理恵氏は、毛塚会計事務所副所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
  - ・社外取締役（監査等委員）玉伊吹氏は、フジフーズ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|                       | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役（監査等委員）<br>金子 裕一 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。</p> <p>金融機関をはじめとする多くの企業での豊富な経験・知見から、意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、常勤監査等委員として、当事業年度に開催された監査等委員会15回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っており、内部統制システム構築についても助言・提言を行っております。</p> |
| 社外取締役（監査等委員）<br>青山 理恵 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、主に財務・会計等に関し、適宜発言を行っております。</p> <p>また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。</p>                                      |
| 社外取締役（監査等委員）<br>玉 伊吹  | <p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。</p> <p>また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜、必要な発言を行っております。</p>                                                      |

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 15百万円     |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15百万円     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・毎月1回開催される定例取締役会では、法令及び定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項の決議を行うとともに、各取締役は職務の執行状況について報告します。出席監査等委員は各取締役の職務執行状況の監視を行うとともに、日常の業務監査により取締役の職務執行が法令及び定款に反していないか監査します。
  - ・使用人の職務執行の適正性を確保するために、社長直属の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、内部監査を実施します。また、内部監査担当者は必要に応じて監査等委員と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。
  - ・取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた職務権限及び業務分掌に基づいて業務を執行します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役会その他重要な会議の議事録など取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る文書その他の情報に関して文書管理規程に基づき保存対象文書、保存期間を定め、適正に保存及び管理します。
  - ・取締役からこれらの文書等の閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧ができる体制を構築します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスク管理に関しては、事業に関する潜在的なリスクを事前に洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが顕在化する場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとります。また、コンプライアンス

やリスク管理等の観点から業務遂行において問題もしくは懸念があれば、当社と顧問契約を締結している法律事務所に助言・指導を受けます。

- ・各部門との情報共有を図るため、定期的に各部門責任者による会議を行い、リスクの早期発見と防止に努めます。
- ・内部監査室は、組織横断的にリスク状況を把握、監視し、代表取締役に対してリスク管理に関する報告を定期的に行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行の効率性を確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めます。また、取締役会を毎月1回開催し、法令に定められた事項のほか、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の報告を行います。
- ・経営会議を月に1回、又は必要に応じて随時に開催し、取締役会で決定された経営方針に基づき業務を執行するにあたり、重要事項を協議します。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は代表取締役の指示のもと、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行し、また、適宜、経営に関する情報を相互に交換・協議し、取締役会に対し、経営政策、経営戦略等を進言します。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・内部統制システムの構築について、当社独自にて取り組むことを基本とします。
- ・親会社とは、必要に応じて、情報の共有、連携を図ります。
- ・親会社グループ間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保します。

⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に属さな

い専属の使用人を配置できる体制とします。

- ・監査等委員会を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動及び人事評価については、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立を確保するものとします。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会・経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することが可能な体制とします。
- ・監査等委員は、経営会議等定期的な会議へ参加するとともに、会社が対処すべき課題、監査等委員監査の状況、監査上の重要課題等について、代表取締役と意見交換を行います。
- ・監査等委員は、定期的に内部監査室と情報交換を行うとともに、連携して監査の実効性を確保します。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員の職務執行について必要な費用が発生し、監査等委員が費用の前払いを請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、会計監査人、内部監査室との間で監査内容等の情報を共有し、相互の連携を図ります。
- ・監査等委員は、定期的に重要な会議体に参加することにより、会社が対処すべき課題及びリスク等の情報を把握し、監査上の重要な課題等について意見交換を行います。

⑩ 反社会的勢力排除のための体制

- ・暴力団等反社会的勢力排除規程に基づき対応し、反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本とします。
- ・暴力団追放センター及び民間調査会社等に参加し、反社会的勢力の動向や対策等に関する情報収集に努めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行について

- ・当社の取締役会は、9名の取締役（うち社外取締役は3名）で構成されており、定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。なお、当事業年度において取締役会は17回開催され、出席を要する取締役の出席率は96.7%でした。
- ・取締役会は取締役会規程等に基づき運営され、経営方針及び経営戦略等に関する重要事実について審議、決定ならびに各取締役の業務執行状況及び業績について報告を受けております。なお、取締役会で用いられた資料、議事録等は文書又は電磁的な方法で記録・保管されております。

②監査等委員の職務執行について

- ・当社の監査等委員会は、3名の監査等委員（うち社外取締役3名）で構成されており、定時監査等委員会を月に1回、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。なお、当事業年度において監査等委員会は15回開催され、出席を要する監査等委員の出席率は100%でした。
- ・監査等委員会は監査等委員会規程等に基づき運営され、常勤監査等委員からの会社の状況や監査に関する報告及び監査等委員相互による意見交換等が行われております。
- ・監査等委員は、取締役会及び経営会議への出席、重要文書の閲覧、役職員への聴取ならびに会計監査人及び内部監査部門との情報交換等により、取締役の職務執行について監視を行っております。

# 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部              |                   | 負債の部              |                   |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 科目                | 金額                | 科目                | 金額                |
| <b>【流動資産】</b>     | <b>4,397,518</b>  | <b>【流動負債】</b>     | <b>1,755,621</b>  |
| 現金及び預金            | 2,908,850         | 未払金               | 112,828           |
| 売掛金               | 26,590            | 未払費用              | 4,431             |
| 販売用不動産            | 518,715           | 未払法人税等            | 131,731           |
| 貯蔵品               | 310               | 前受金               | 42,246            |
| 前渡金               | 23,064            | 預り金               | 379,382           |
| 前払費用              | 826,071           | 前受収益              | 1,005,568         |
| その他               | 93,915            | 賞与引当金             | 32,650            |
| <b>【固定資産】</b>     | <b>6,031,144</b>  | その他               | 46,782            |
| <b>(有形固定資産)</b>   | <b>446,035</b>    | <b>【固定負債】</b>     | <b>5,711,746</b>  |
| 建物（純額）            | 285,947           | 資産除去債務            | 4,454             |
| 工具、器具及び備品（純額）     | 8,624             | 預り保証金             | 5,482,052         |
| 土地                | 10,352            | 長期前受収益            | 225,240           |
| 建設仮勘定             | 141,111           | <b>負債の部合計</b>     | <b>7,467,368</b>  |
| <b>(無形固定資産)</b>   | <b>32,091</b>     | <b>純資産の部</b>      |                   |
| ソフトウェア            | 14,614            | <b>【株主資本】</b>     | <b>2,961,294</b>  |
| 借地権               | 17,477            | <b>資本金</b>        | <b>308,394</b>    |
| <b>(投資その他の資産)</b> | <b>5,553,017</b>  | <b>資本剰余金</b>      | <b>539,930</b>    |
| 長期前払費用            | 138,396           | 資本準備金             | 539,930           |
| 繰延税金資産            | 233,019           | <b>利益剰余金</b>      | <b>2,113,351</b>  |
| 差入保証金             | 5,122,621         | 利益準備金             | 6,960             |
| その他               | 58,981            | その他利益剰余金          | 2,106,391         |
|                   |                   | 繰越利益剰余金           | 2,106,391         |
|                   |                   | <b>自己株式</b>       | <b>△382</b>       |
|                   |                   | <b>純資産の部合計</b>    | <b>2,961,294</b>  |
| <b>資産の部合計</b>     | <b>10,428,662</b> | <b>負債・純資産の部合計</b> | <b>10,428,662</b> |

# 損 益 計 算 書

( 2020年 4 月 1 日から )  
( 2021年 3 月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     | 金 額        |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 10,342,680 |
| 売 上 原 価                 |         | 8,511,065  |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,831,615  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,099,795  |
| 営 業 利 益                 |         | 731,819    |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 違 約 金 収 入               | 40,319  |            |
| 受 取 補 償 金               | 91,776  |            |
| 助 成 金 収 入               | 33,518  |            |
| 訴 訟 関 連 収 入             | 12,745  |            |
| そ の 他                   | 979     | 179,339    |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 補 償 費               | 55,873  |            |
| 訴 訟 関 連 費 用             | 8,635   |            |
| そ の 他                   | 4,935   | 69,444     |
| 経 常 利 益                 |         | 841,714    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 841,714    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 244,788 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 21,319  | 266,107    |
| 当 期 純 利 益               |         | 575,606    |

# 株主資本等変動計算書

( 2020年 4 月 1 日から )  
( 2021年 3 月31日まで )

(単位：千円)

|             | 株主資本    |            |              |            |              |              |          |             | 純資産<br>合 計 |
|-------------|---------|------------|--------------|------------|--------------|--------------|----------|-------------|------------|
|             | 資本金     | 資本剰余金      |              | 利益剰余金      |              |              | 自己<br>株式 | 株主資本<br>合 計 |            |
|             |         | 資 本<br>準備金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |          |             |            |
|             |         |            |              |            | 繰越利益<br>剰余金  |              |          |             |            |
| 当期首残高       | 308,394 | 539,930    | 539,930      | 6,960      | 1,691,200    | 1,698,160    | △382     | 2,546,103   | 2,546,103  |
| 当期変動額       |         |            |              |            |              |              |          |             |            |
| 剰余金の<br>配当  |         |            |              |            | △160,414     | △160,414     |          | △160,414    | △160,414   |
| 当期純利益       |         |            |              |            | 575,606      | 575,606      |          | 575,606     | 575,606    |
| 当期変動額<br>合計 | -       | -          | -            | -          | 415,191      | 415,191      | -        | 415,191     | 415,191    |
| 当期末残高       | 308,394 | 539,930    | 539,930      | 6,960      | 2,106,391    | 2,113,351    | △382     | 2,961,294   | 2,961,294  |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社テンポイノベーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鬼 頭 潤 子 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 時 々 輪 彰 久 ⑩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テンポイノベーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

株式会社テンポイノベーション 監査等委員会

常勤監査等委員 金子 裕 一 ⑩

監査等委員 青山 理 恵 ⑩

監査等委員 玉 伊 吹 ⑩

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、経営基盤の強化や将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

上記方針に基づき、今後の事業展開、財務体質等を総合的に勘案して、以下のとおり第15期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金9円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は160,414,974円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月16日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                               | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | はら やす お 雄<br>原 康 雄<br>(1964年12月25日)     | 2005年11月 (株)レイズインターナショナル<br>入社<br>旧(株)テンポリノベーション出向<br>2008年 5 月 当社取締役営業部長<br>2009年10月 当社取締役WEB営業部・企画<br>営業部管掌兼WEB営業部長<br>2010年 1 月 当社取締役開業支援営業部管掌<br>2011年 6 月 当社代表取締役社長兼開業支援<br>営業部長<br>2015年10月 当社代表取締役社長（現任）                    | 900,000株       |
| 2          | し むら よう へい<br>志 村 洋 平<br>(1977年 8 月20日) | 2001年 4 月 (株)レイズインターナショナル<br>入社<br>2005年 4 月 旧(株)テンポリノベーション取締<br>役<br>2007年11月 当社取締役管理部長<br>2011年 6 月 当社常務取締役管理部管掌兼管<br>理部長<br>2016年 6 月 当社常務取締役経営管理部管掌<br>兼経営管理部長<br>2018年 4 月 当社常務取締役経営管理部管掌<br>2019年 4 月 当社専務取締役経営管理部管掌<br>(現任) | 504,000株       |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3          | とう じょう たか まさ<br>東 城 学 将<br>(1980年5月10日) | 2008年7月 (株)テレウェイヴリンクス入社<br>当社出向<br>2008年10月 当社転籍<br>2015年10月 当社営業部長<br>2016年6月 当社取締役営業部・営業推進部<br>管掌<br>2018年4月 当社取締役営業部管掌<br>2019年4月 当社常務取締役営業部・物件管<br>理部管掌<br>2019年6月 当社常務取締役店舗転貸借事業<br>統括本部管掌兼店舗転貸借事業<br>統括本部長兼店舗転貸借第一本<br>部長（現任） | 30,000株        |
| 4          | きた ざわ まなぶ<br>北 澤 学<br>(1981年1月25日)      | 2005年7月 (株)レインズインターナショナル<br>入社<br>旧(株)テンポリノバージョン出向<br>2008年1月 当社出向<br>2008年5月 (株)テレウェイヴリンクス入社<br>当社出向<br>2008年10月 当社転籍<br>2009年10月 当社企画営業部長<br>2010年1月 当社開業支援営業部長<br>2017年6月 当社取締役営業企画室長（現<br>任）                                    | 27,200株        |
| 5          | こん どう ゆう じ<br>近 藤 裕 二<br>(1981年10月2日)   | 2009年2月 当社入社<br>2014年8月 当社営業部次長<br>2018年4月 当社営業部長<br>2019年6月 当社取締役店舗転貸借第二本<br>部長（現任）                                                                                                                                                | 34,400株        |
| 6          | まえ だ ゆう き<br>前 田 有 幾<br>(1985年5月20日)    | 2011年4月 いすゞ自動車(株)入社<br>2015年4月 (株)クロップス入社<br>2018年6月 (株)クロップス取締役<br>2019年4月 (株)クロップス常務取締役<br>2019年6月 当社取締役（現任）<br>2021年4月 (株)クロップス代表取締役社長<br>（現任）                                                                                   | —              |

- (注) 1. 前田有幾氏は、当社の親会社である株式会社クロップスの代表取締役社長であり、同社は当社の特定関係事業者該当いたします。
2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の選任理由は次の通りであります。
- (1) 原康雄氏につきましては、事業全般及び経営全般における卓越した見識・実績に加え、経験を通じ培った経営手腕により当社の事業を大きく成長させた実績があり、当社が展開する店舗転貸借事業の推進には同氏が引き続き代表取締役社長として確固たるリーダーシップを発揮することが最適であると判断し、引き続き取締役候補者としました。
  - (2) 志村洋平氏につきましては、管理部門における豊富な経験と実績に加え、店舗転貸借事業についての高い見識及び経営全般に関する知見を有しており、現在は専務取締役として経営管理部を管掌し、経営にあたっております。これらの経験や見識を取締役会における意思決定に活かすべく、引き続き取締役候補者としました。
  - (3) 東城学将氏につきましては、当社入社以来、主に営業部門の業務に従事し、現在は常務取締役として店舗転貸借事業統括本部を管掌しております。営業部門における豊富な経験と実績に加え、店舗転貸借事業に対する見識と経営全般に関する知見を有しており、取締役会の意思決定に資することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。
  - (4) 北澤学氏につきましては、当社入社以来、主に営業部門の業務に従事し、現在は取締役として営業企画室を管掌しております。営業部門における豊富な経験と実績に加え、店舗転貸借事業及び不動産売買事業に対する見識と経営全般に関する知見を有しており、取締役会の意思決定に資することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。
  - (5) 近藤裕二氏につきましては、当社入社以来、主に営業部門の業務に従事し、現在は取締役として店舗転貸借第二本部を担当しております。営業部門における豊富な経験と実績に加え、店舗転貸借事業に対する見識と経営全般に関する知見を有しており、取締役会の意思決定に資することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。
  - (6) 前田有幾氏につきましては、現在、当社親会社の代表取締役社長を務めており、経営全般に関する高度な知見を有し、当社の経営基盤の強化および企業価値の向上に向け、取締役会の意思決定に資することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告10頁のとおりです。各候補者の再任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                  | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | かね こ ゆう いち<br>金 子 裕 一<br>(1948年1月7日)  | 1971年7月 (株)第一勧業銀行（現(株)みずほ銀行）入行<br>1995年1月 ジャーディン・フレミング証券（現J Pモルガン証券(株)）入社<br>2000年9月 信用組合関西興銀入社<br>2003年1月 (株)アール・アイ・エス・ジャパン取締役<br>2005年4月 (株)ランドコンセプト常務取締役<br>2008年5月 (株)T H R 顧問<br>2015年6月 当社常勤監査役<br>2019年6月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任） | —              |
| 2          | あお やま り え<br>青 山 理 恵<br>(1977年10月21日) | 2003年10月 中央青山監査法人入所<br>2006年9月 あらた監査法人（現P w Cあらた有限責任監査法人）入所<br>2009年8月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース（現P w C税理士法人）入所<br>2016年1月 毛塚会計事務所入所、同所副所長（現任）<br>2016年6月 当社監査役<br>2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）                                            | —              |
| 3          | たま い ぶき<br>玉 伊 吹<br>(1971年2月25日)      | 2007年9月 弁護士登録・第二東京弁護士会入会<br>曙綜合法律事務所入所（現任）<br>2017年4月 当社監査役<br>2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）<br>フジフーズ(株)社外監査役（現任）                                                                                                                        | —              |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者3名は、いずれも社外取締役候補者であります。
3. 当社は、金子裕一氏、青山理恵氏、玉伊吹氏を東京証券取引所に独立役員として届出ており、3氏の選任が承認された場合には、当社は3氏を改めて独立役員として届出る予定であります。
4. 各候補者の選任理由及び期待される役割の概要は次の通りであります。
- (1) 金子裕一氏につきましては、金融機関をはじめとする多くの企業での豊富な経験と知見を有しており、当社の経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者と致しました。
- (2) 青山理恵氏につきましては、公認会計士及び税理士として財務・会計に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、当社の経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者と致しました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- (3) 玉伊吹氏につきましては、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、当社の経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者と致しました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 社外取締役の就任期間
- 金子裕一氏、青山理恵氏及び玉伊吹氏は、2019年6月から当社社外取締役を務めており、その就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、候補者3名との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各候補者の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告10頁のとおりです。各候補者の再任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

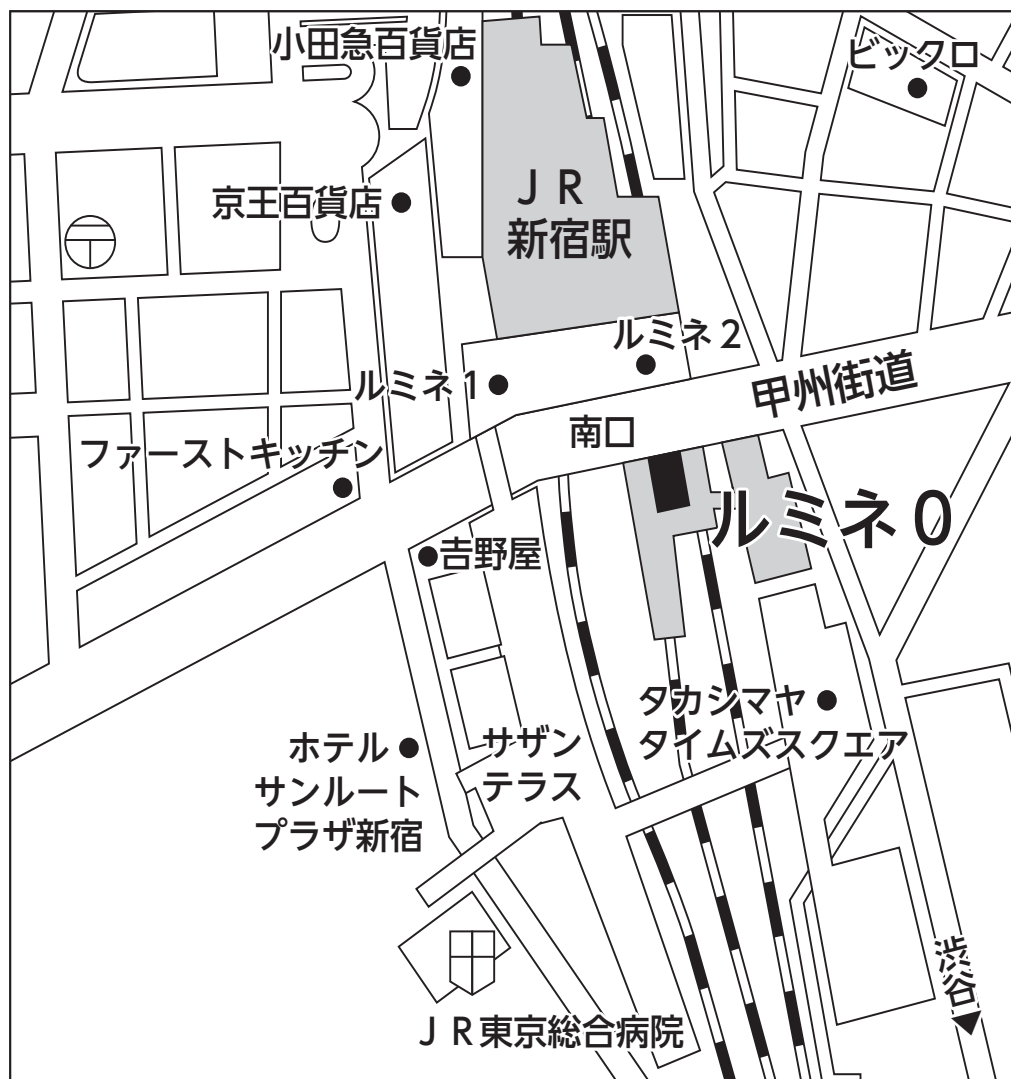
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号

NEWoMan Shinjuku 5階 「LUMINE 0（ルミネゼロ）」

TEL 03-3352-1146



交通 JR新宿駅ミライナタワー改札より

徒歩0分

都営新宿線・都営大江戸線・京王新線新宿駅より

徒歩約5分

東京メトロ副都心線新宿三丁目駅より

徒歩約3分

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。